

1. 変更箇所

■変更箇所の位置及び現況

位置図



2. 背景

- ●クルーズ客船の母港化を目指す【大阪都市魅力創造戦略(平成24年策定)】
 - ※母港とは、その港を基点にクルーズに出港し帰港する乗換え港をいう。船用品の調達、乗船客の 前泊・後泊需要が見込める。円滑な乗下船手続きを実現するための施設の充実が求められる。
- ●東アジアにおけるクルーズ市場の急速な拡大とクルーズ客船の大型化
- ●S44年に建築された貨物上屋をS58年に改修した現客船ターミナル

■ 大阪港寄港クルーズ客船トン数階級別隻数及び乗降客数の推移

(単位:隻・人)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
~50,000総トン	21	16	12	25	17	6	10	17
~100,000総トン	2	2	2	7	4	3	4	6
~150,000総トン	0	0	1	1	1	4	7	4
~200,000総トン	0	0	0	0	0	0	0	※ 1
計	23	18	15	33	22	13	21	28
乗降客数	28,743	21,244	20,485	52,696	40,762	32,382	56,999	60,966

※QUANTUM OF THE SEAS(既往最大船型)/168,666総トン

クルーズ客船の母港化に向けては、スムーズな入出国手続きが行える ことと、バリアフリーに対応した客船ターミナルの整備が急務。

3. 課題

- ◆クルーズ客船の母港としてふさわしい客船ターミナルの整備
 - ・スムーズな出入国手続きが可能なターミナルスペース
 - バリアフリーへの対応
- ◆客船ターミナル整備に要する公費削減



出入国手続き状況



老朽化の状況及びバリアフリーへの対応状況

- ・整備に要する公共の負担を軽減するため、民間活力導入の可能性について検討・調査。
- ・調査の結果、PFI手法を用いた客船ターミナルの整備・運営の可能性が明らかになった。
- ・本市自らが実施したときと比べて、PFI方式により実施したときの方が、公共の負担が軽減できるなど効果的かつ効率的に事業が実施できると判断された。

4. PFIとは

PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つで、民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法である。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものであり、JRやNTTのような民営化とは異なる。

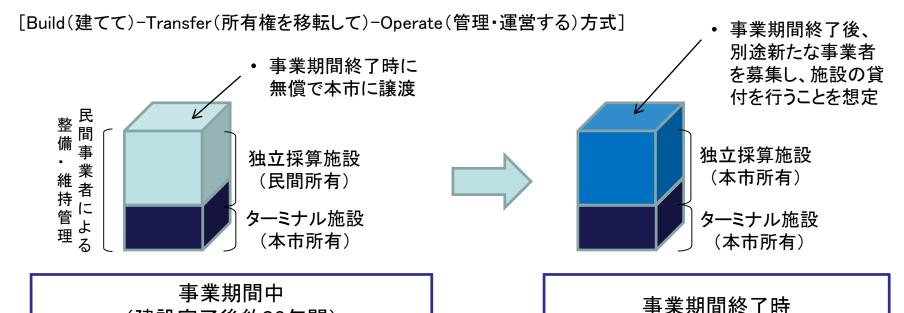
正式名称を、Private-Finance-Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)といい、頭文字をとってPFIと呼ばれている。

(内閣府PFI推進室ホームページより)

天保山客船ターミナルPFI事業の概要

(建設完了後約30年間)

·BTO方式



5. 諮問事項 大阪港港湾計画の軽易な変更

■変更(案)の概要

港湾法

第3条の3 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、・・・・(中略)・・・・政令で定める事項に関する計画(港湾計画)を定めなければならない。

港湾法施行令

第1条の4 港湾法第3条の3第1項で定める事項は、次のとおりとする。

5 港湾の効率的な運営に関する事項

港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令

第14条の2 港湾の効率的な運営に関する事項は、・・・・(中略)・・・・港湾の効率的な運営を図ることができるように、民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する取組及びこれを実施する区域を定めるものとする。

変更箇所

変更理由

港地区(中央埠頭)

- ・クルーズ需要の増大に対応するため
- ・港湾空間の効率的な利用の促進を図るため

変更事項

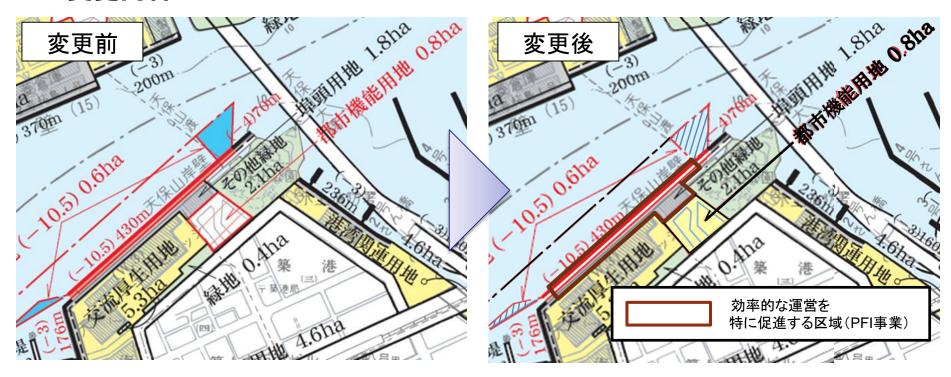
客船ターミナルの整備について、民間企業の経営能力を活用できるように措置することを計画する。

「港湾の効率的な運営に関する事項」の変更

「効率的な運営を特に促進する区域(PFI事業)」を定める

6. 諮問事項 大阪港港湾計画の軽易な変更

■変更内容



〇 既定計画

(記載なし)

〇 今回計画

効率的な運営を特に促進する区域 (PFI事業) 港地区 (中央埠頭) 埠頭用地 1 ha (旅客施設用地)

7. 今後の予定

港湾計画

客船ターミナル整備

港湾管理者の計画案

諮問答申

平成29年5月11日 大阪市港湾審議会

国土交通大臣への送付 (港湾法第3条の3第8項)

港湾計画の概要の公示 (港湾法第3条の3第9項)

H29.6

入札公告(入札説明書等の公表)



H29.10 入札

H29.11 落札者の決定

H30.3 事業契約の締結